# 第７章　自殺を予防する取組み（第２次自殺対策計画）

## １．　自殺対策計画の基本的考え方

### （１）数値目標

国の自殺総合対策大綱では、2026（令和 8）年までに自殺死亡率を 2015（平成 27）年と比べて 30%以上減少させる（18.5⇒13.0 以下）との数値目標を掲げています。

本町の直近の自殺死亡率の平均が人口 10 万人対 22.5 となっている現状を踏まえ、本計画では中間評価の 2030（令和 12）年度までに 30%以上減の 15.75 以下、2036（令和 18）年度までに 13.0 以下を目標に掲げ施策を展開します。

| 指標 | 現状値<br>2018(H30)-<br>2022(R4) | 中間目標値<br>2023(R5)-<br>2027(R9) | 最終目標値<br>2028(R10)-<br>2032(R14) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 自殺死亡率（10 万人対） | 22.5 | 15.75 以下 | 13.0 以下 | 人口動態統計 |

※自殺死亡率・・人口 10 万人当たりの自殺死亡者数。自殺死亡者÷人口×100,000

■自殺の危機経路：丸の大きさは要因の発生頻度、矢印の太さは要因と要因の因果関係の強さを示している。

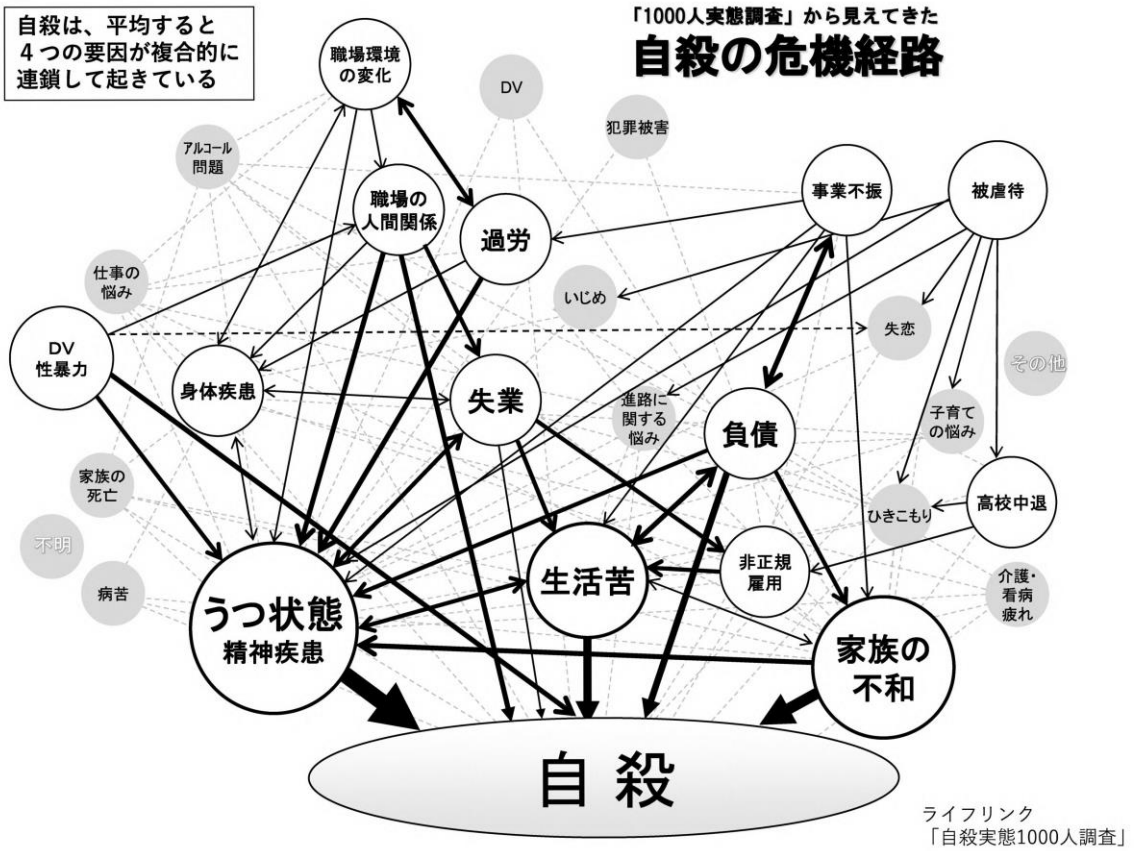

（２）施策体系

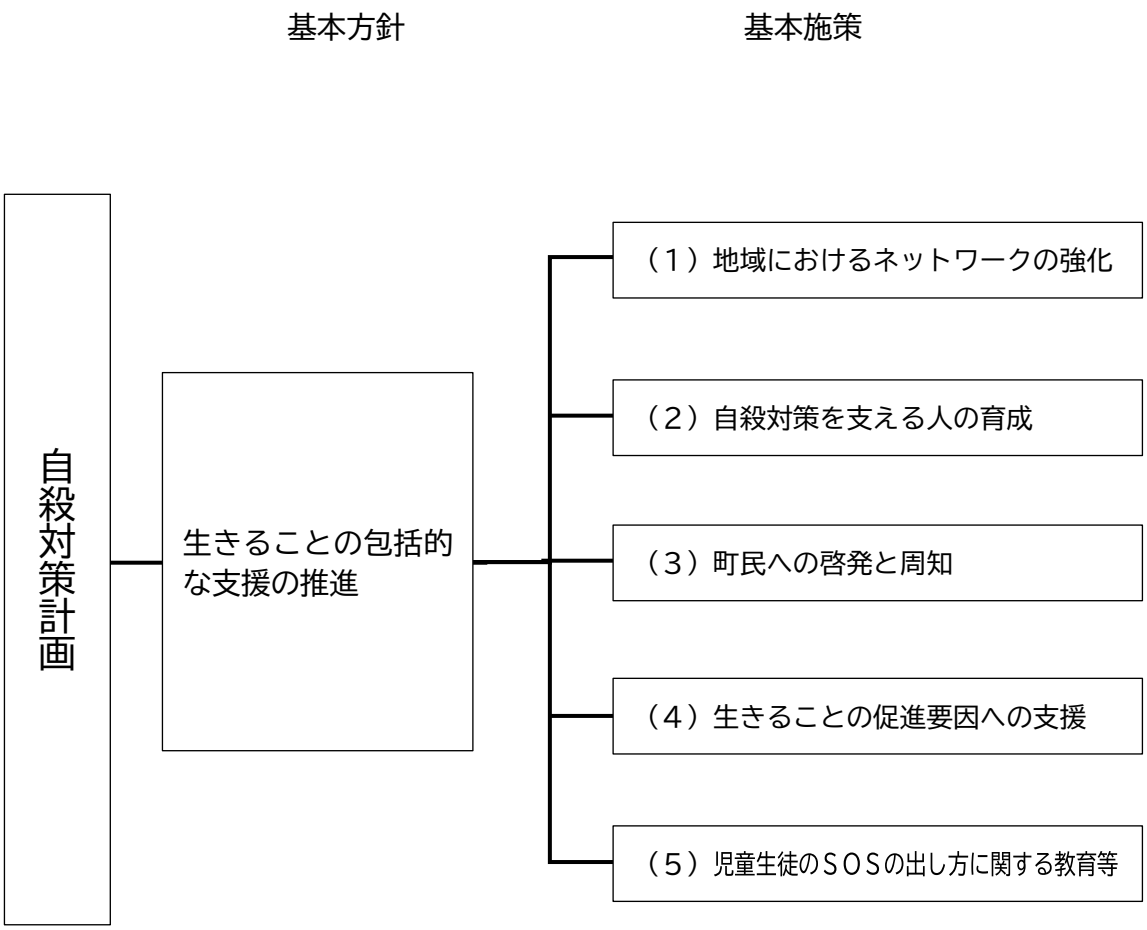
基本方針
基本施策
自殺対策計画
生きることの包括的な支援の推進
（１）地域におけるネットワークの強化
（２）自殺対策を支える人の育成
（３）町民への啓発と周知
（４）生きることの促進要因への支援
（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等

## 2．生きることの包括的な支援の推進

### （1）地域におけるネットワークの強化

| No. | 取組 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1. | 自殺対策連携会議による情報共有・連携強化 | ・関係各課・機関から構成される自殺対策連携会議において、自殺対策プロファイル等について情報共有を図るとともに、関係各課・機関と連携して、自殺につながる要因の解消に努めます。 | 保健衛生課 |
| 2. | 自殺リスクを抱えた要保護児童家庭の早期発見・支援 | ・要保護児童対策地域協議会等に参加する関係機関と連携して、自殺リスクを抱えた要保護児童家庭の早期発見・支援に努めます。 | 子ども家庭課 |

### （2）自殺対策を支える人の育成

| No. | 取組 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3. | ゲートキーパーの養成 | ・町民や地域のキーパーソン（民生委員・児童委員や自治会、母子保健推進員など）のほか、生活困窮者等に対応する行政等の職員に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。 | 保健衛生課 |
| 4. | 相談対応の資質向上※（新規） | ・町民の困りごとに包括的に対応できるよう、職員のスキルアップや包括的展開のためのつなぎの実施など対応力の強化に努めます。 | 福祉課<br>子ども家庭課<br>保健衛生課<br>学校教育課 |

※北谷町地域福祉計画（令和 4 年 3 月）p.53 参照

■基本施策（2）自殺対策を支える人の育成に関する指標

| 成果指標 | 指標の現状値<br>2023 年度 | 中間目標<br>2030 年度 | 最終目標<br>2036 年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ゲートキーパー養成講座の開催回数 | 年 2 回以上 | 年 2 回以上 | 年 2 回以上 | 取組実績 |
| ゲートキーパーの認知度向上 | （－） | （－） | 30%以上 | 町民健康度調査 |

## （3）町民等への啓発と周知

| No. | 取組 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 5. | 自殺に対する正しい理解の促進・相談先の周知 | ・町広報紙やホームページ、ソーシャルメディア、パネル展（自殺予防週間、自殺対策強化月間）などを通じて、自殺が「誰にでも起こりうる危機」であり「追い込まれた末」のものであるという理解を促すとともに、こころの健康相談窓口など相談先の周知に努めます。 | 保健衛生課<br>町立図書館 |
| 6. | 心の健康に関する周知啓発 | ・自分のストレスに気づくことやこころの病気の正しい知識等について周知啓発を図ります。 | 保健衛生課 |
| 7. | 生活困窮者自立支援相談窓口の周知 | ・町の生活困窮者一次相談窓口及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポート支援センター等についての周知に努めます。) | 福祉課 |
| 8. | 労働者の相談先の周知（新規） | ・労働者のメンタルヘルスをサポートする“働く人の「こころの耳相談」”（厚労省）や、ハラスメント対策総合情報サイト「あかるい職場応援団」（厚労省）の普及を促進します。 | 経済振興課 |

■基本施策（3）町民への啓発と周知に関する指標

| 成果指標 | 指標の現状値<br>2023 年度 | 中間目標<br>2030 年度 | 最終目標<br>2036 年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| こころの健康相談窓口認知度の向上 | こころの健康相談窓口認知度<br>49.2% | － | 66%以上 | 町民健康度調査 |
| 援助希求への抵抗を感じる者の減少 | 援助希求への抵抗を感じる者の割合<br>48.8% | － | 24% | 町民健康度調査 |

## （4）生きることの促進要因への支援

| No. | 取組 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 9. | 地域での交流促進・居場所づくり | ・地域で孤立に陥ることがないよう、子ども、保護者、現役世代、高齢者、障害者などすべての町民が身近な人と交流し、自分の居場所を感じられるよう、生きがいづくりや各種講座の開催に努めます。 | 福祉課<br>子ども家庭課<br>社会教育課<br>生涯学習プラザ |
| 10. | 自殺未遂者への支援 | ・中部保健所、医療機関、消防や地域活動支援センター等と連携し、個別支援会議等で情報を共有し自殺未遂者の支援に努めます。 | 保健衛生課<br>福祉課 |
| 11. | 自死遺族への支援 | ・自死遺族の自助グループや相談機関等の情報をリーフレットや町ホームページ等で周知します。 | 保健衛生課 |

■基本施策（4）生きることの促進要因への支援に関する指標

| 成果指標 | 指標の現状値<br>2023 年度 | 中間目標<br>2030 年度 | 最終目標<br>2036 年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 悩みやストレスなどで困った時に相談できる人がいる者の増加 | 92.3% | 増加 | 増加 | 町民健康度調査 |

## （5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育等

| No. | 取組 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 12. | 児童生徒の相談先の周知 | ・相談先一覧のチラシ及びリーフレットを町立中学校へ配布するとともにホームページ等へ掲載し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、北谷町青少年支援センターなど相談先の周知に努めます。<br>・子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のために、子どもの人権に関する教育をCAP沖縄等と連携し周知していきます。 | 学校教育課<br>保健衛生課<br>子ども家庭課 |
| 13. | いじめの早期発見・対応及び再発防止 | ・「北谷町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見、早期対応、継続的な再発予防に取り組みます。また、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会を通じて連携体制の強化に努めます。 | 学校教育課 |
| 14. | ソーシャルスキルトレーニングの実施 | ・「スマイルプログラム」や「クラス会議」等を通し、豊かな人間関係づくりと社会的スキルの育成を図ります。 | 学校教育課 |